

新潟市土木工事共通仕様書等一部改定の概要

○適用時期：令和4年4月1日以降

<以下、改定内容>

1 [仕様書 その1]

1. 諸法令、諸基準類の改定に伴う修正

- ・「労働安全衛生法」他の法令及び「土木工事安全施工技術指針」他の基準類の改定を踏まえ、最新の内容に修正を行う。

2 [仕様書 その2] 1 施工管理基準

1. 情報化施工及び3次元データによる施工管理について

- ・ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の試行拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和3年3月15日付け新技第378号）の規定によるものとする。
- ・国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の策定より、3次元データによる出来形管理においては以下の規定による。
 - ・土工では、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」、または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」
 - ・舗装工では、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」、または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」

3 [仕様書 その2] 2 出来形管理基準及び規格値

1. 出来形管理基準及び規格値

- ・第6編3章7節5条 集水井工 測定項目 欄において、偏心量の記載の誤りを訂正。

4 [仕様書 その2] 3 品質管理基準

1. 新たな品質管理項目の追加

- ・34 中層混合処理工
- ・35 鉄筋挿入工

※他に、試験基準の記載に伴う修正を行う。

5 [仕様書 その2] 4 写真管理基準（案）

1. 情報化施工及び3次元データによる施工管理について

- ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2. 「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」の削除に伴う改定

- ・写真管理項目に、これまで記載のあった「提出頻度（代表箇所各1枚など）」が無くなる。但し、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「デジタル写真管理情報基準（案）（令和2年3月）」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

5 [仕様書 その3] 土木工事監督技術基準、監督技術基準・施工管理関係資料（案）

1. 土木工事監督技術基準（本文及び様式類について）
 - ・土木工事標準仕様書その1における表記との整合を図る修正。
 - ・様式類において、「押印を廃止」。併せて、標記を「平成→令和」に修正。
2. 監督技術基準・施工管理関係資料
 - ・生コンクリート標準配合表において、スランブを「スランブ又はスランブフロー」表記に改定。
 - ・生コンクリート標準配合表において、「スランブ又はスランブフロー」欄において、40-12-25(20)（早強）の推移時の誤りを訂正。
 - ・生コンクリート標準配合表において、「適用構造物」欄において、30-12-25(20)（早強）の注意書きの数字の誤りを訂正。
 - ・スランブを「スランブ又はスランブフロー」欄に示す範囲で変えることができるが、スランブが12 cmを超える場合は、平成29年9月27日付け技第408号「コンクリート工の生産性向上に係るガイドラインの運用について（通知）」に従うことを明記。
 - ・

【※補足】

新潟県標準仕様書に記載のある各通知文等の内容については、新潟市においても準用することとする。